

結果様式⑤

新居浜校区まちづくり集会 開催結果報告書

開催日時 平成20年8月5日(火)
場 所 新居浜公民館
参加者数 63人



1 新居浜市連合自治会設定共通課題

課題名 ごみの分別ルールを守らず不法投棄することへの対策について

討議内容(要約)

○質問者

(1) ごみ分別のルールを守らず、ステーションにごみの取り残しがあり、管理上の問題となっています。有料化を機会に、地域住民と相談をしながらということになるとと思いますが、解消するような方策を考えていますか。

(2) ごみステーションに取り残されたごみを、市または業者等に依頼し、定期的に巡回し収集できませんか。

(3) ステーションの清掃を業者に委託できませんか。

(4) ステーション方式を廃止し戸別収集にできませんか。

○回答者(市長)

(4) 今回の方式を検討する中で、戸別収集についても可能であるか等の検討は行いました。同じ頻度で集めると収集車両の台数を増やさなければいけないので、今の経費の2倍から3倍程度となり、また道路事情により収集車両が入れないところもたくさんあり、戸別収集は困難であるとの判断をさせていただきました。ステーションの管理については、説明の中で自治会への交付金についての考えを出させていただきました。もちろんお金がすべてではなく、お金

で解決する問題でもないことだと思っているが、管理をしていただいている自治会に対し、環境美化等いろいろな使い方がありますので、交付金という形で収入を還元するのが一つの方針です。

○回答者（本田ごみ減量課長）

（１）ルールを知らない、守らない人についての周知方法については、今まで自治会を通じての分別カレンダーの配布をしていたため、どうしても届かない人がいました。今後の対策の一つとして、全世帯に有料化の実施についての葉書を送付して、その葉書が10枚の指定袋との無料引換券となっており、販売店での引き換え時にチラシを渡していただくようにしており、今まで情報が届かなかった人に対して情報を届けるようにしています。それだけで解決する問題ではありませんので、引き続き地域の方のご協力をお願いしたいと思います。また、アパート・マンションに居住している方については、経営者や管理者に働きかけを強めたいと考えています。そういうことを行い、今まで市の情報が届かなかった人についても働きかけていきたいと考えています。高齢者などについては、今までは特に雑ごみ、小型破碎ごみの区別がつきにくいということも伺っており、今後は不燃物という形で理解していただけるような区分に再編したいと思っています。あわせてごみ分別辞典等の表記も工夫したいと考えています。

（２・３）ステーションの清掃や定期的な巡回については、市だけでは難しいため自治会のご協力をお願いしたいと思います。有料化への移行時期には収集車両の台数を増やしたいと考えていますが、基本的には地元の協力をいただき、戸別指導が必要な場合は市で対応していきたいと考えています。

（参加者からの質問）

○質問者

有料化になってもレジ袋でごみを出される人がいると思いますが、その場合はどうなるのですか。また、レジ袋をスーパー等で出さないように指導はできないのですか。不法投棄される方は短期滞在者が多いと思います。そういう人は自治会に入らないので、どこにどういう人がいるのか自治会では把握できない状況である。そういう人でも住民登録をする人がいると思うので、その際に自治会へ行って話を聞くようにとか、分別ルールについて指導をしていただきたい。

○回答者（本田ごみ減量課長）

指定袋で出すごみをレジ袋で出した場合は、最初の収集時にはお知らせの意味もあり、指導のシールを張って収集は行いません。出した人がわかる場合は個別指導をし、最終的には、いつまでも置いておくことはできないので回収し

ます。スーパーでのレジ袋については、現在スーパーマーケットや消費者の活動をしている方などによる、レジ袋削減のための協議会をつくろうとしています。先日、準備のための会合を、市内の大手のスーパーの方やコンビニを営んでいる方に出席していただき開催しました。基本的には削減の方向で、市のバックアップを得ながら共同して取り組みたいということで、近々協議会を設立したいと考えていますが、市の規定等によりレジ袋を出してはいけないということは困難であると考えています。大型のスーパーでは、現在レジ袋を無料で渡しているが、有料化の方向で検討されています。コンビニでは利用される層が違うため、レジでの包装についての呼びかけを全国的に行っている様です。なるべく多くのところが足並みを揃えてできるように、協議会という形で進めていきたいと思っています。短期労働者については、市においても100%の把握は困難ですが、転入等の手続きをされた場合には、今もごみのステーション等についての案内は行っています。今後も徹底していきたいと思っています。

○質問者

有料化にあわせて実施する施策として、生ごみ処理容器等の補助基数の拡大、電気式生ごみ処理機の補助を拡大とありますが、電気式生ごみ処理機の額や何割程度の補助なのかお聞かせください。

○回答者（本田ごみ減量課長）

電気式生ごみ処理機の市の補助額は2万円です。販売価格は約4万円から5万円で、半分程度が補助となります。現在の電気式生ごみ処理機の補助基数は80数基分ですが、有料化にあわせて補助基数を拡大したいと考えています。

○質問者

レジ袋削減の取り組みについて、マイバッグ等を持参するようにしてレジ袋を廃止する方向で行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○回答者（市長）

今、レジ袋を廃止していくという目的の会を、市で働きかけつくりようとしています。また、大手スーパーなどは、スーパーの方針として廃止していくというところもあります。人によってマイバッグ運動に取り組んでいる人もいます。レジ袋の有料化、出さない方向が必要であると考えています。

※再検討事項 なし

2. 校区設定市政課題

課題名 国領川河川敷の問題について

討議内容（要約）

○質問者

（1）国領川河川敷の利用者に対し、後始末をきちんとするような啓発を取り組んでほしい。また、休み明けなどに定期的にごみを回収する体制は考えられないですか。ごみ捨て防止や、犬の糞の後始末の啓発看板が少ないと思います。看板の作成や設置はしていただけるのですか。

（2）河川敷の桜並木の北側に点在する物入れのような箱が10個ほどあります。中には、スポーツ少年団と書かれたものもありますが、これらが原因で周囲の不法投棄が絶えない状況です。市で放置自動車を処分しているように、撤去してほしいです。また、どうしても置いておく必要があるものは、基準を定めて許可制にしてはどうですか。

（3）国領川河川敷（左岸側）の新高橋から敷島橋の間に、大小各1カ所の簡易汲み取りトイレがあります。子供のスポーツ大会などでは、保護者を含め300人以上が集まりますのでトイレの絶対数が足りません。トイレを増設する計画はありますか。

（4）スポーツ大会等の後、一部の利用者が弁当の容器やペットボトルなどを放置して帰っています。グラウンドを貸す場合には、申し込み時に指導してほしい。また、ごみの始末をできない団体には、グラウンドを貸さないなどペナルティーを科すことはできないのですか。市で業者に委託し、利用者団体にも呼びかけ、年に何度か一斉清掃のようなことはできませんか。個人のボランティアで清掃したごみは、自宅に持ち帰り自宅のごみとして出す以外に方法は無いのですか。

○回答者（市長）

（1）現在、花見シーズンには月15回、7・8月は週2回（月・水曜日）、他の月は週1回（月曜日）の割合で、ごみ収集場所にあるごみを定期的に回収しています。マナーが守られていない現実もありますので、必要な箇所に順次啓発看板を設置し、市政だよりなどでマナー啓発を行ってまいります。

（2）物入れ等を処分できないかということについては、今後、河川敷を整備する前提として、今、河川敷利用者が置いている物について、すべて撤去することとなっています。今後、河川敷でスポーツをするために必要な倉庫等については、市が設置することになります。現在、利用者の団体に撤去していただくように指導しています。

（3）トイレの増設については愛媛県と協議をしています。城下橋から新高橋

(左岸側)の間に7カ所程のトイレを設置したいと考えています。大規模な大会時においては、主催者において一時的なトイレの設置を検討するよう指導したいと考えています。

(4)利用者にごみを持ち帰るよう指導し、守らない場合は毅然とした態度で接したいと考えています。また、ボランティア清掃については、自治会や団体によるボランティア作業で出たごみについては、ボランティア用のごみ袋で出していただくように考えていますが、一人一人のボランティアによるごみを出された場合、判断できないということがあります。個人によるボランティアのごみについては今のところ個人のごみとして出していただく方法しかないと考えています。好意によりやっけていただいているもので非常に申し訳なく思っています。まだ結論は出ていませんが、もう少し検討させていただきたいと思えます。

(参加者からの質問)

○質問者

松山では古紙等を持って帰る方がたくさんいるということですが、新居浜の現状はどうでしょうか。また、松山市では、収集場所に出されたごみを持って帰ってはいけない。松山市の物であるという条例を作っています。新居浜市ではどのようになっているのでしょうか。

○回答者(市長)

ごみステーションからのごみの持ち帰りについてですが、新居浜市の数字的な把握はできていません。今回のまちづくり校区集会の中で、3・4校区からそういう実態があるということをお聞きしています。ごみについては、捨てれば所有権を放棄したということになりますので、それを持って帰っても罪にならないということになります。松山市では、ステーションに出されたごみは市の所有物であり、それを持って帰ると盗んだことになるというような条例を制定しました。このことについては、有料化をするしないにかかわらず起こっている問題でありますので、有料化の時期と合わせてということは考えておりませんが、今回の校区集会の中で、参加者からそのような懸念もありましたので、もう少し実態を把握し対応していきたいと思えます。

○質問者

国領川の堆積土砂の件ですが、先日、配付していただいたハザードマップにおいても、どうも河川が切れるのはこの周辺で、洪水になるのではないかと懸念している。堆積土砂の撤去についてはどのように考えていますか。

○回答者（市長）

堆積土砂の撤去については、平成16年度以降処理をしております。今年から撤去された土砂の行き先については、11号線バイパスの道路工事や郷から観音原の間の道路工事に持っていきます。そういうことにより浚渫が早く進むということとなります。数字的には年間約2万立方メートル程度で、平成17年度以降実施しています。今年においても知事に対し土砂撤去を要望しており、土砂の使い方も考えながら継続的に行っていくという返事をいただいています。

※再検討事項

なし



3. 地域課題

課題名 つづら淵の保存・活用について

質疑応答（要約）

○質問者

つづら淵は市指定の史跡であり、地域のシンボルとして大切にしています。このたび「平成の名水百選」に選定されたことを機会に、市として案内板の設置や周辺整備、広報など新たに取り組む計画があれば教えてください。また、以前、若水自治会から親水公園整備の陳情をしたが、その時はできないという返事でした。つづら淵を従来どおりの形のまましておくのか、それとも何か考えられているのかお聞かせください。

○回答者（市長）

今回の「平成の名水百選」に選ばれたことは、地域の皆さんの継続した活動が認められたものだと思っております。報道による広報がされたことにより、市役所に対して問い合わせも来ています。つづら淵の由来や今回の認定の経緯を紹介する案内板、進入口に史跡案内板を設置したいと思っております。公園

整備については、すぐに公園整備をとるところまでには至っておりませんが、まず案内板の設置、紹介に取り組んで行きたいと考えております。今後の課題については、このような会もありますし、他の会も含めて検討していきたいと思っております。

課題名 地球温暖化防止の取り組みについて

質疑応答（要約）

○質問者

地球温暖化防止は世界全体の課題であり、新居浜市としても、ISO14001を取得し取り組んでいると思いますが、市として、温暖化防止対策をどのように進めようとしているのかお聞かせください。

○回答者（市長）

地球温暖化を防ぐためには、温室効果ガスを減らさなければいけないということで、6%削減が目標となっています。市としては、新居浜市役所という一事業者としてISO14001の取得、エコ・アクションプランにはまなど地球温暖化に対して率先して取り組んで行こうということから、平成15年度を基準年度として、平成16年度から20年度にかけて排出量を削減していくことを目標としています。平成15年度の排出量と比較して6%の削減は達成しております。あと、市役所の電気使用量削減のため、5時15分からエアコンは一切付いておりません。家庭においては環境家計簿というものがありますので、それを付けますと自分がどれだけ貢献できたかが分かります。内容はホームページなどで紹介をしておりますので、皆さんも生活の中で、できるところから取り組んでいただきたいと思っております。

（参加者からの質問）

○質問者

私は毎朝滝の宮公園を歩いていますが、公園内の池が濁っており異臭が漂っています。そこに親子連れが集まってきています。そういうところの環境整備からまず始めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○回答者（市長）

滝の宮公園の実態については、よく確認をして、どういうことができるのか、また原因は何なのか、個別になるとは思いますがお知らせいたします。

○質問者への回答

滝の宮池は、滝の宮公園区域にあるため池で、施設の管理は金子土地改良区が行っています。

農地整備課を通じて金子土地改良区に確認したところ、

- ・池の水質

現在の水質で稲作上、特に問題はありません

- ・池の底ざらい

昔は10年に1回程度行っていました。近年は、経費の点で実施が難しい状況です。

- ・池の水の管理

- ・東川に水がある場合は、滝の宮井堰から取水し、滝の宮池に流入させています。

- ・東川に水がない場合(渇水期)は、流入はありません。

- ・現実にこの10日間は東川に水がなく、取水が出来ない状態です。

- ・水質悪化への対策として、水質浄化施設の設置、池の底ざらえ等が考えられますが、多額の費用がかかることから困難であると思われる。

- ・このようなことから、滝の宮池の水質改善については、土地改良区にもご協力いただいたうえで、可能な限り東川からの取水に努めまして、池の水の入れ替え等を図ることにより対応していきたいと考えております。

※再検討事項

なし

○市長まとめ挨拶

18校区すべての校区集会を回りまして、整理を行い、共通するもの、地域ならではのもの、そういうものの対策等をまとめていきたいと考えております。河川敷については、利用者の方の撤去が前提でしたので、そちらを先行して取り組んでおりますが、関係自治会の皆様へも、ご説明やご質問をお受けするというふうにしたいと思っております。それからごみ問題についても、家庭ごみの有料化あるいはごみ問題に絞った会の申し出がありましたら、お受けしたいと思っておりますので、校区連合自治会において調整をお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。